

●忘れてないかあの診療

症例研究

●落としてないかその点数

う蝕多発傾向者に対する フッ化物歯面塗布処置を用いた長期管理

う蝕多発傾向者とは、13歳未満のう蝕に罹患している患者であって、う蝕多発傾向にあり、う蝕に対する歯冠修復終了後もう蝕活動性が高く、継続的な指導管理が必要な患者をいう。長期管理をした場合の注意点を含めて解説する。

患者：7歳・男性

主訴：歯に穴があいて痛い。

所見： $\overline{E D} \overline{D}$ にカリエスを認める。

傷病名（9月） $\overline{E D} \overline{D} C 2$ （10月以降） $\overline{E D} \overline{D} C$ 管理中 注①

施設基準：歯初診

月日	部位	療法・処置	点数
9/11		初診	261
	\overline{D}	咬合面にカリエスを認める。深さ中程度。	/
		OA+浸麻（オーラ注歯科用C t 1.0m l）	/
		う蝕歯即時充填形成 $\overline{E E} \cdot \overline{E B}$	128
		充填1（O） 研磨 注②	106
		充填材料料1（光CR）	11
		歯科疾患管理料（歯管） 文書提供加算（文）	80+10
	$\frac{6E+E6}{6E+E6}$	機械的歯面清掃処置（歯清）	70
9/18		再診	53
	$\overline{E D}$	X-Ray（D）1F 電	58
		\overline{E} 近心、 \overline{D} 遠心に、象牙質に達する透過像あり。	/
		透過像は歯髄に達していない。	/
		OA+浸麻（オーラ注歯科用C t 1.0m l）	/
		う蝕歯インレー修復形成（ \overline{E} ：OM、 \overline{D} ：OD）	120×2
		連imp（寒天+アルジネート）	64×2
		咬合採得（バイトワックス）	18×2
		仮封	/
9/25		再診	53
	$\overline{E D}$	インレー（銀合金・複雑）	308×2
		装着料	45×2
		装着材料I（スーパーボンド）	17×2
10/4		再診	53
		歯管 文	100+10
		う蝕多発傾向者と判断、継続管理について説明。 注③	/
	$\overline{E D} \overline{D}$	フッ化物歯面塗布処置（F局） 注④	110
1/16		再診 注⑤	53
		歯管 文	100+10
		フッ化物洗口指導加算 注⑥⑦	+40
		プラークコントロール改善。引き続き継続管理を説明。	/
	$\frac{6E+E6}{6E+E6}$	歯清	70
	$\overline{E D} \overline{D}$	F局 注⑧	110
4/10		再診	53
		歯管 文	100+10
		長期管理加算 注⑨	+100
		う蝕多発傾向であること、プラークコントロールや甘	/
		味物の摂取に注意することなどを説明。	/
	$\frac{6E+E6}{6E+E6}$	歯清	70
	$\overline{E D} \overline{D}$	F局	110

《解説》

注① う蝕多発傾向者に対してフッ化物歯面塗布処置またはフッ化物洗口指導加算を算定する場合は、傷病名部位欄には歯冠修復終了歯の部位と「C管理中」と記載する。

注② 充填を行った歯も、歯冠修復終了歯として扱う。

注③ う蝕多発傾向者とは、う蝕処置が終了した後に、歯冠修復が終了した歯が各年齢区分の基準を満たすものをいう。

本症例では、7歳の基準である「歯冠修復終了した乳歯が3歯以上」を満たしているため、「う蝕多発傾向者」と判断した。

○う蝕多発傾向者の判定基準

年齢	歯冠修復終了乳歯数	歯冠修復終了永久歯数
0～4歳	1歯以上	—
5～7歳	乳歯3歯以上または永久歯1歯以上	—
8～10歳	—	2歯以上
11～12歳	—	3歯以上

注④ 歯科疾患管理料（歯管）または歯科特定疾患療養管理料を算定している患者で、う蝕多発傾向者である者に対して、フッ化物歯面塗布処置を行った場合は、フッ化物歯面塗布処置（F局）110点を3か月に1回算定できる。

レセプトの摘要欄には、初診月を除き、「1回目（F局）」と記載する。

注⑤ 前回来院日から2か月以上経過しているが、継続管理中であるため、初診料ではなく再診料の算定となる。

同一疾病に係る診療が継続している場合には初診料が算定できないため、継続管理をしている患者に対して、2か月経過したとの理由のみで安易に初診料を算定すると返戻される恐れがあるので、注意が必要である。

注⑥ 4歳から12歳までのう蝕多発傾向者またはその家族などに対して、フッ化物洗口について指導を行い、文書提供をした場合、1回に限り、フッ化物洗口指導加算40点を歯管に加算できる。

注⑦ 患者や家族などに対して、①洗口の方法（薬液の量やうがいの方法）と頻度、②洗口に関する注意事項、③薬液の取り扱いと保管方法を説明し、その指導内容を文書で提供する。

注⑧ 2回目以降のF局を算定する際には、レセプトの摘要欄に「F局 前回〇年〇月」と記載する。

注⑨ 初診月から6か月を超えて歯科疾患の管理および療養上必要な指導を行った場合は、歯管に長期管理加算を加算できる。かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の場合は120点、それ以外の場合は100点を加算する。

はじめて算定する場合は、治療経過と口腔の状態を踏まえて、口腔管理にあたり特に留意すべきことを患者などに説明し、カルテに説明した内容の要点を記載する。

*** 実態に即してご請求ください ***